

○瑞浪市人権施策推進審議会規則（平成 28 年 12 月 26 日規則第 47 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例（平成 28 年条例第 23 号）第 3 条の規定により、瑞浪市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）関係団体の代表者
- （3）公募による市民
- （4）その他市長が必要と認める者

（任期）

第 3 条 委員の任期は、瑞浪市人権施策推進指針の策定に関する審議が終了した日までとする。

（会長及び副会長）

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（報告）

第 6 条 会長は、必要に応じ審議の結果を市長に報告する。

（守秘義務）

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、生活安全課において処理する。

（委任）

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。